

岩手県告示第91号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、地域総合整備資金貸付金の元利償還金及び元利償還金に係る遅延損害金の徴収に関する事務を令和7年11月20日次の者に行わせることとした。

令和8年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都千代田区麴町四丁目8番1号	一般財団法人地域総合整備財団